

# 自己点検シート 介護報酬編（通所リハビリテーション）

令和5年4月版

## ■根拠となる法令等

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

27号告示：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）

94号告示：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示94号）

95号告示：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

83号告示：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）

記載要領：「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

基準条例：岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）

報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

留意事項通知：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠となる法令等／確認書類
通常規模型事業所	前年度1月当たり平均延べ利用者数	<input type="checkbox"/> 750人以下	介護報酬の解釈1単位数表編令和3年4月版（以下「青」という。） P334, 337 介護報酬の解釈3QA・法令編令和3年4月版（以下「緑」という。） P117 Q6・Q7
大規模事業所（Ⅰ）	前年度1月当たり平均延べ利用者数	<input type="checkbox"/> 750人を超え900人以内	報酬告示 別表7イ～ハ 留意事項通知 第2の8(8) 平成24年度介護報酬改定に係るQ&A(Vol.2)問10 介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A 問24
大規模事業所（Ⅱ）	前年度1月当たり平均延べ利用者数	<input type="checkbox"/> 900人超	事業所規模に係る届出書 利用者数の記録

定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	青P340 緑P752 介護報酬の解釈2指定基準編令和3年4月版（以下「赤」という。） P245 緑P350 Q10 報酬告示 別表第7イ～ハ注1 留意事項通知第2の8(25)→第2の7(22) 27号告示二  業務日誌 運営規程
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	青P341 緑P751 報酬告示 別表7イ～ハ注1 留意事項通知第2の8(26) 27号告示二 基準省令第119条→基準省令第102条  出勤簿、勤務表、資格証
理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/> 該当	青P342, 343 報酬告示 別表7イ～ハ注3 留意事項通知第2の8(4)
	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上	<input type="checkbox"/> 配置	実施記録 出勤簿、勤務表、資格証

<p>感染症等発生で利用者数減少が一定以上生じている場合の加算</p>	<p>感染症又は災害発生を理由として利用者の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度の月平均利用者数よりも100分の5以上減少</p>	<p><input type="checkbox"/> あり</p>	<p>青P342, 343, 337, 314～ 緑P1060 報酬告示 別表7イ～ハ注2 留意事項通知第2の8(3) 留意事項通知第2の8(8)⑤ 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (R3.3.16) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (Vol.1 Vol.3)</p> <p>感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式、利用延人員数の記録</p>
<p>7～8時間の前後に行う日常生活上の世話</p>	<p>7時間以上8時間未満のサービス提供</p> <p>8時間以上9時間未満</p> <p>9時間以上10時間未満</p> <p>10時間以上11時間未満</p> <p>11時間以上12時間未満</p> <p>12時間以上13時間未満</p> <p>13時間以上14時間未満</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p> <p><input type="checkbox"/> 50単位</p> <p><input type="checkbox"/> 100単位</p> <p><input type="checkbox"/> 150単位</p> <p><input type="checkbox"/> 200単位</p> <p><input type="checkbox"/> 250単位</p> <p><input type="checkbox"/> 300単位</p>	<p>青P342, 343, 318 緑P47 Q2 報酬告示 別表7イ～ハ注4 留意事項通知第2の8(5)</p> <p>通所リハビリテーション計画、サービス提供票、実施記録</p>

リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	<input type="checkbox"/>	12単位	青P344 報酬告示 別表7イ～ハ注5 留意事項通知第2の8(6) 95号告示二十四の三  勤務表
	4時間以上5時間未満	<input type="checkbox"/>	16単位	
	5時間以上6時間未満	<input type="checkbox"/>	20単位	
	6時間以上7時間未満	<input type="checkbox"/>	24単位	
	7時間以上	<input type="checkbox"/>	28単位	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に通常の事業の実施地域を越えて指定通所リハビリテーションを行った場合	<input type="checkbox"/>	該当	青P344, 177 緑P818～ 報酬告示 別表7イ～ハ注6 留意事項通知第2の8(7)→留意事項通知第2の2(17) 83号告示  利用者の基本情報、運営規程、領収書

入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	<input type="checkbox"/>	満たす	青P345, 320～ 報酬告示 別表7イ～ハ注7 留意事項通知第2の8(10) 95号告示二十四の四 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)
	通所リハビリテーション計画上の位置づけ	<input type="checkbox"/>	あり	
	入浴介助の実施	<input type="checkbox"/>	実施	
入浴介助加算（Ⅱ）	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	<input type="checkbox"/>	満たす	(Ⅰ)勤務表、入浴設備、通所リハビリテーション計画、実施記録  (Ⅱ)勤務表、入浴設備、通所リハビリテーション計画、評価の記録、情報共有の記録、助言の記録、入浴計画、実施記録
	通所リハビリテーション計画上の位置づけ	<input type="checkbox"/>	あり	
	入浴介助の実施	<input type="checkbox"/>	実施	
	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作と浴室環境を評価。（場合によっては訪問した医師等がケアマネ、福祉用具専門相談員と連携し、環境整備について助言）	<input type="checkbox"/>	実施	
	事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師と連携の下で、利用者の身体状況や訪問で把握した居宅の浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成	<input type="checkbox"/>	実施	
	個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を実施	<input type="checkbox"/>	実施	
送迎時における居宅内介助等の実施	提供時間の内30分以内	<input type="checkbox"/>	あり	青P339  通所リハビリテーション計画書
	居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	送迎時に居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である	<input type="checkbox"/>	該当	

リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれかー以上の指示	<input type="checkbox"/>	実施	青P347、372～375 緑P987～ 報酬告示 別表7イ～ハ注8 留意事項通知第2の8(11) 95号告示二十五 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (R3.3.16) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 問27、28、30～35 通所リハビリテーション計画書、リハビリテーション会議録、プロセス管理票、同意書、興味・関心チェックシート、訪問記録、検査記録、ケアマネジメント連絡用紙等、実施記録、診療録、
	指示の内容の記録（医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による）	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	<input type="checkbox"/>	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月以内は月1回以上	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月を超えるときは3月に1回以上	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
上記を全て記録	<input type="checkbox"/>	あり		

リハビリテーションマネジメント加算 (A)ロ	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれか一以上の指示	<input type="checkbox"/>	実施	(前記と同じ)
	指示の内容の記録（医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による）	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	<input type="checkbox"/>	実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月以内は月1回以上	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月を超えるときは3月に1回以上	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	上記を全て記録	<input type="checkbox"/>	あり	
利用者毎の通所リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働省(LIFE)に提供及び情報の活用	<input type="checkbox"/>	あり		

リハビリテーションマネジメント加算 (B)イ	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれか以上の指示	<input type="checkbox"/>	実施	(前記と同じ)
	指示の内容の記録（医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による）	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	<input type="checkbox"/>	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月以内は月1回以上	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月を超えるときは3月に1回以上	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関するの指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意	<input type="checkbox"/>	あり	
上記を全て記録	<input type="checkbox"/>	あり		



リハビリテーションマネジメント加算 (B) 口	指定通所リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれか以上の指示	<input type="checkbox"/>	実施	(前記と同じ)
	指示の内容の記録 (医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による)	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	<input type="checkbox"/>	実施	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月以内は月1回以上	
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	<input type="checkbox"/>	同意から6月を超えるときは3月に1回以上	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関する指導及び助言	<input type="checkbox"/>	あり	
	医師による利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意	<input type="checkbox"/>	あり	
	上記を全て記録	<input type="checkbox"/>	あり	
利用者毎の通所リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働省 (LIFE) に提供及び情報の活用	<input type="checkbox"/>	あり		

短期集中個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/>	なし	青P350, 351 緑P121 Q7, Q8 報酬告示 別表7イ～ハ注9 留意事項通知第2の8(12)  通所リハビリテーション計画書、実施記録
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/>	なし	
	起算日より3月以内に実施（概ね週2回以上1回40分以上）	<input type="checkbox"/>	あり	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内	<input type="checkbox"/>	該当	青P350, 351 緑P987～, P121～ Q9～Q18 報酬告示 別表7イ～ハ注10 留意事項通地第2の8(13) 95号告示二十七 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（R3.3.16）  通所リハビリテーション計画書、実施記録、研修修了証
	個別に行う集中的なリハビリテーション	<input type="checkbox"/>	該当	
	1週に2日以内	<input type="checkbox"/>	該当	
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/>	なし	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内	<input type="checkbox"/>	該当	青P350, 351 緑P987～, P121～ Q9～Q18 報酬告示 別表7イ～ハ注10 留意事項通地第2の8(13) 95号告示二十七 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（R3.3.16）  通所リハビリテーション計画書、実施記録、研修修了証
	1月に4回以上実施	<input type="checkbox"/>	該当	
	実施頻度、場所、時間等が記載されたリハビリテーション計画の作成	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者宅を訪問し、リハビリテーション計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び家族に伝達	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ又はロ若しくは（B）イ又はロのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	該当	
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	<input type="checkbox"/>	なし	

若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/>	該当	青P354, 355 緑P125～ Q23～Q26 報酬告示 別表7イ～ハ注12 留意事項通知第2の8(15)→留意事項通知第2の7(14) 95号告示十八
	利用者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/>	実施	利用者の基本情報、通所リハビリテーション計画、実施記録
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	あり	青P354, 355 緑P656, 1010～, 1070～, 582, 584 報酬告示 別表7イ～ハ注13 留意事項通知第2の8(16)→留意事項通知第2の7(15) 95号告示十八の二
	利用者ごとに医師、管理栄養士、介護職員、生活相談員らが共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又は家族に結果を説明し、相談等に対応	<input type="checkbox"/>	実施	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/>	実施	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	適合	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング、出勤簿、勤務表、資格証、栄養アセスメントの記録

栄養改善加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	青P356, 357, 322 緑P660, 1010~, 111~ Q46~Q48, 126~ Q27・Q28 報酬告示 別表7イ~ハ注14 留意事項通知第2の8(17)→留意事項 通知第2の7(16) 95号告示二十九 リハビリテーション・個別機能訓 練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について  出勤簿、勤務表、資格証、栄養ケア 計画、栄養ケア提供経過記録、栄養 ケアモニタリング、利用者又は家族 が同意した旨の記録、介護給付費請 求書及び明細書
	管理栄養士等（医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計画の作成	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が（必要に応じて居宅を訪問し）栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	<input type="checkbox"/>	あり	
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提供	<input type="checkbox"/>	3月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり	
	月の算定回数	<input type="checkbox"/>	2回以下	

生活行為向上リハビリテーション実施加算	6月間の生活行為向上リハビリテーション実施計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	青P352, 353, 376 緑P583, 124～ Q19～Q22 報酬告示 別表7イ～ハ注11 95号告示二十八 留意事項通知第2の8(14) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 5)問6  生活行為向上リハビリテーション実施計画、通所リハビリテーション計画書、プロセス管理票、実施記録、出勤簿、勤務表、資格証
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	<input type="checkbox"/>	該当	
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	<input type="checkbox"/>	該当	
	終了前1月以内に、リハビリテーション会議を開催	<input type="checkbox"/>	あり	
	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	<input type="checkbox"/>	該当	
	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロを算定	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	<input type="checkbox"/>	該当	
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を概ね1月に1回以上実施	<input type="checkbox"/>	該当	
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び家族に伝達	<input type="checkbox"/>	該当	
短期集中個別リハビリテーション実施加算(利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除く)	<input type="checkbox"/>	なし		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除く)	<input type="checkbox"/>	なし		

口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ）	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および 栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	<input type="checkbox"/>	6月ごとに実施	青P358, 359 緑P656, 1012～ 報酬告示 別表7イ～ハ注15 留意事項通知第2の8(18)→留意事項 通知第2の7(17) 95号告示十九の二 リハビリテーション・個別機能訓 練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について 口腔・栄養スクリーニング様式、情 報提供した旨の記録
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加 算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当 該栄養改善サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/>	非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている 間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/>	非該当	
口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ）	(1) 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次 の①及び②が該当	<input type="checkbox"/>	6月ごとに実施	(前記と同じ)
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けて いる間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する 月	<input type="checkbox"/>	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係 る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サー ビスが終了した日の属する月ではない	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい て確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の①及び②が該 当	<input type="checkbox"/>	6月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、 かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受 けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月で はない	<input type="checkbox"/>	該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係 る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サー ビスが終了した日の属する月	<input type="checkbox"/>	該当	
	(1) 又は (2) に該当	<input type="checkbox"/>	該当	
定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当		

口腔機能向上加算（Ⅰ）	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	青P360, 361 緑P660, P1013～, P1070, P127, P128 報酬告示 別表7イ～ハ注16 留意事項通地第2の8(19)→留意事項通地第2の7(18) 95号告示三十 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について 口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画、口腔機能向上サービスのモニタリング、出勤簿、勤務表、資格証、利用者又は家族が同意した旨の記録、介護給付費請求書及び明細書
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画の作成	<input type="checkbox"/>	該当	
	医療における対応の必要性の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
	口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価、介護支援専門員、主治の医師・歯科医師への情報提供	<input type="checkbox"/>	3月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	月の算定回数	<input type="checkbox"/>	2回以下	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	(前記と同じ)
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	<input type="checkbox"/>	なし	
	医療における対応の必要性の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供	<input type="checkbox"/>	3月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	あり	
	月の算定回数	<input type="checkbox"/>	2回以下	
	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画等の内容等を厚生労働省(LIFE)に提供及び情報の活用	<input type="checkbox"/>	あり	

<p>重度療養管理加算</p>	<p>要介護3から要介護5で厚生労働大臣が定める状態に該当</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p>	<p>青P362, 363 報酬告示 別表7イ～ハ注18 留意事項通知第2の8(20)  利用者の基本情報、診療録</p>
<p>中重度者ケア体制加算</p>	<p>看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1名以上配置</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置</p>	<p>青P364, 365 緑P660 報酬告示 別表7イ～ハ注19 留意事項通知第2の8(21)→留意事項通知第2の7(9) 95号告示三十一  出勤簿、勤務表、資格証、利用者の基本情報、通所リハビリテーション計画書、リハビリテーション実施プログラム、実施記録</p>
	<p>前3月間の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3から要介護5である者の占める割合が100分の30以上</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p>	
	<p>専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置</p>	
	<p>リハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成</p>	<p><input type="checkbox"/> あり</p>	
<p>科学的介護推進体制加算</p>	<p>利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省（LIFE）に提出</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	<p>青P364, 365 緑P1070 報酬告示 別表7イ～ハ注20 留意事項通知第2の8(22)→留意事項通知第2の7(19)  科学的介護推進に関する評価（通所・居宅サービス）、データを提出したことがわかるもの等</p>
	<p>必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、提供に当たって、情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p>	



同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	<input type="checkbox"/> 該当	青P366 緑P47 報酬告示 別表7イ～ハ注21 留意事項通知第2の8(23)→留意事項通知第2の7(20) 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問55  利用者の基本情報、実施記録
送迎減算	送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算	<input type="checkbox"/> 該当	青P366 緑P128, 129 報酬告示 別表7イ～ハ注22 留意事項通知第2の8(24)  実施記録、送迎の記録、通所リハビリテーション計画
移行支援加算	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の占める割合が3%を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	青P367, 368 緑P661, 634 報酬告示 別表7ニ 95号告示三十二 94号告示十九 留意事項通地第2の8(27)→留意事項通地第2の5(11)  通所リハビリテーション計画書、リハビリテーション実施プログラム、実施記録
	終了日から14日～44日以内に従業者が終了者に対して終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録	<input type="checkbox"/> あり	
	12を利用者の平均利用月数で除して得た数が27%以上であること	<input type="checkbox"/> あり	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	<input type="checkbox"/> 該当	

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	<input type="checkbox"/>	該当	青P369, 370 緑P661, P15~P17 Q1~Q10 報酬告示 別表7木注 95号告示三十三 留意事項通知第2の8(28)→留意事項 通知第2の3(9)④から⑧まで  職員台帳(履歴書)、資格証、割合 についての記録
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/>	該当	(前記と同じ)
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	次の(1)又は(2)のいずれかに該当	<input type="checkbox"/>	該当	(前記と同じ)
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	(2) 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/>	該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	

介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	青P371 緑P661, P966~P986, P18~ Q1~ Q67 報酬告示 別表7へ注 留意事項通知第2の8(29)→留意事項 通知第2の2(22) 95号告示三十四 介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算及び介護職員等 ベースアップ等支援加算に関する基 本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について(R4. 6. 21)  介護職員処遇改善計画書、実績報告 書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知			
(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	(前記と同じ)
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	(前記と同じ)
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	<input type="checkbox"/>	該当	青P371 緑P661, P966~P986, P18~ Q1~ Q67 報酬告示 別表7ト注 留意事項通知第2の8(30)→留意事項通知第2の2(23) 95号告示三十四の二 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(R4.6.21) 介護職員等特定処遇改善計画書、実績報告書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	あり	
7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり		
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/>	あり		

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	<input type="checkbox"/>	該当	(前記と同じ)
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている			
	(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/>	あり	
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/>	あり		

介護職員等ベースアップ等 支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づき 措置、処遇改善の実施の報告	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算及び介護職員等 ベースアップ等支援加算に関する基 本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について (R4.6.21) ベースアップ等支援加算処遇改善計 画書、実績報告書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）ま でのいずれかを算定	<input type="checkbox"/>	あり	